

平成30年第1回葛城市議会定例会会議録（第1日目）

1. 開会及び散会 平成30年3月5日 午前10時00分 開会
午後 2時16分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員15名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	藤井本浩
13番	吉村優子	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	松山善之
教育長	杉澤茂二	企画部長	飯島要介
企画部理事	岸本俊博	総務部長	安川誠
市民生活部長	松村昇道	市民生活部理事	木村喜哉
都市整備部長	増井良之	産業観光部長	池原博文
保健福祉部長	巽重人	教育部長	和田正彦
上下水道部長	西口昌治	会計管理者	下村喜代博

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	中井孝明	書記	吉田賢二
書記	高松和弘	書記	山岡晋

6. 会議録署名議員 10番 岡本吉司 11番 西井覚

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定について
日程第3 施政方針について

- 日程第4 議第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第5 議第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 議第3号 葛城市教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 報第1号 葛城市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第8 議第4号 葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについて
- 日程第9 議第5号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議第6号 葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議第7号 葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議第8号 葛城市介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議第9号 葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第10号 葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第11号 葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第12号 葛城市都市公園条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第13号 葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについて
- 日程第18 議第14号 工事請負契約の変更契約の締結について（葛城市防災行政無線デジタル化整備工事）
- 日程第19 議第15号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告1関係）
- 日程第20 議第16号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告2関係）
- 日程第21 議第17号 訴えの提起について（平成29年10月30日付け葛監第51号の勧告3関係）
- 日程第22 議第18号 平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決について
- 日程第23 議第19号 平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第24 議第20号 平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第25 議第21号 平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決について

- 日程第26 議第22号 平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第27 議第23号 平成30年度葛城市一般会計予算の議決について
- 日程第28 議第24号 平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について
- 日程第29 議第25号 平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について
- 日程第30 議第26号 平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第31 議第27号 平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について
- 日程第32 議第28号 平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決について
- 日程第33 議第29号 平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について
- 日程第34 議第30号 平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について
- 日程第35 議第31号 平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について
- 日程第36 議第32号 平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決について

開 会 午前10時00分

吉村議長 ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、平成30年第1回葛城市議会定例会を開会いたします。

本日は、議場において行われます市長の平成30年度施政方針演説につきましては、録画撮影を行いますので、ご承知おきください。

また、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますのでご承知おき願います。

なお、報道関係者から写真及び映像撮影の申し出が出ております。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議場内の撮影を許可することに決定いたしました。

本日は、平成30年第1回定例会が招集されましたところ、議員各位には、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には平成30年度予算を初め、多くの重要議案が提出されるわけですが、どうか皆様様の格段のご協力によりまして、議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から送付がありました提出議案は、議事日程記載の日程第4から日程第36までの33議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

次に、監査委員から定期監査並びに例月出納検査結果について報告がありました。お手元に配付いたしておりますので、ご清覧賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回提出されました意見書案につきましては、既に配付いたしております1件でございます。所管において取扱いについてご協議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で報告を終わります。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

阿古市長 皆様、おはようございます。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日、平成30年第1回葛城市議会定例会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。また、日ごろより市政の推進に関しまして多大なるご協力をいただいておりますことに、心より御礼を申し上げる次第でございます。

さて、本定例会におきましては、人事案件が3件、報告案件が1件、条例改正や工事請負契約の変更契約締結ほか一般会計及び特別会計におけます平成29年度補正予算並びに平成30年度当初予算など29議案、合計33件につきましてご審議をお願いするものでございます。それぞれの案件につきましては、提案時にその内容を説明させていただきますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

市民皆様方の住みよいまちづくりの実現に向け、我々理事者以下職員全員が一丸となって葛城市の更なる発展のために鋭意努力してまいる次第でございます。平成30年度の施政方針におきましては、市長としての私の所信を申し述べたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

吉村議長 これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、10番、岡本吉司君、11番、西井覚君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期、議事日程、審議方法について、議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

10番、岡本吉司君。

岡本議会運営委員長 皆さん、おはようございます。平成30年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、去る2月23日午前9時30分より議会運営委員会を開催いたしました。諸事項につき慎重に協議いたしておりますので、その結果についてご報告いたします。

初めに、議事日程及び審議方法についてでございます。

まず、日程第3において、市長から平成30年度の施政方針がございまして。

次に日程第4、議第1号から日程第6、議第3号までの3議案につきましては、人事案件でございます。まず、議第1号及び議第2号の2議案につきましては、一括上程しその内容説明を受けた後、一括質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決は1議案ごとに行います。その後、議第3号議案を上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

次に、日程第7、報第1号につきましては、報告案件でございます。上程し、その内容説明を受けた後、法の規定により質疑のみを行います。

次に日程第8、議第4号から日程第17、議第13号までの条例の関係10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第12号及び議第13号の2議案を、厚生文教常任委員会には議第4号から議第11号までの8議案をそれぞれ付託し審査願います。

次に、日程第18、議第14号議案につきましては、工事請負契約の変更契約の締結についてでございます。上程し、その内容説明を受けた後、質疑を行い、総務建設常任委員会に付託し審査願います。

次に、日程第19、議第15号から日程第21、議第17号まで、訴えの提起の3議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑を行い、3議案全て総務建設常任委員会に付託し審査願います。

次に、日程第22、議第18号から日程第26、議第22号までの平成29年度各会計補正予算5議

案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、各常任委員会に付託し、審査願います。総務建設常任委員会には議第18号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第18号の関係部分及び議第19号、議第20号、議第21号並びに議第22号の5議案をそれぞれ付託し審査願います。

次に、日程第27、議第23号から日程第36、議第32号までの新年度予算10議案につきましては一括上程し、その内容説明を受けた後、一括質疑まで行い、予算特別委員会を設置し審査を付託いたします。なお、委員会の定数は8名とし、委員は各常任委員会より4名ずつ選出願います。以上で1日目は散会いたします。

なお、今回提出されております会議規則の一部改正の議員提出議案につきましては、定例会最終日に議案を配付し、付託議案の審査終了後、上程しその内容説明を受けた後、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

続いて、会議日程及び会期についてお手元に配付のとおりでございます。会期は、本日3月5日から23日までの19日間といたします。7日午前10時より本会議、一般質問を行います。8日午前10時より本会議、引き続き一般質問を行います。なお未処理金調査特別委員会の平成30年度調査経費に関する決議案が議長宛てに提出されましたので、その決議案の取扱いを協議する議会運営委員会を8日の本会議終了後に開催を予定しております。9日午前9時30分より総務建設常任委員会、12日午前9時30分より厚生文教常任委員会を開催いたします。各常任委員会におかれましては、付託議案の審査及び、所管事項の調査について審査をお願いいたします。13日、14日は午前9時30分から、15日、16日は午後1時より予算特別委員会を開催し、付託議案の審査をお願いいたします。また、旧町時代における未処理金調査特別委員会が20日午前9時30分より開催されることになりましたのでご報告いたします。19日、22日は予備日とし、23日午前10時より本会議を開催し、初めに会期中行われました各常任委員会における調査事項についての審査状況を各委員長より報告を願います。その後、各委員会に付託された議案につきましては、委員長より審査結果について報告願、質疑、討論の後、採決まで行い、そして、先ほど申し上げました議員提出議案の審議を行います。

会議日程及び会期については以上でございます。

次に、今回提出されました意見書案につきましては、お手元に配付のとおり1件でございます。所管においてご協議をお願いいたします。

最後に一般質問についてでございます。質問回数につきましては、一括質疑方式を選択された場合は2回まで、3回目は発言のみとなります。一問一答方式を選択された場合は、回数に制限はございません。また、制限時間につきましては、質疑、答弁を含めて、1人60分以内といたします。なお、反問時間は制限時間に含みません。

以上、報告といたします。皆様のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本定例会の会期は本日5日から23日までの19日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日5日から23日までの19日間とすることに決定

いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第3、施政方針について。

市長より平成30年度の施政方針を受けます。

阿古市長。

阿古市長 本日、平成30年第1回葛城市議会定例会の開会に当たりまして、議員の皆様のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、平素から市政の推進にご尽力をいただいておりますことに対し、衷心より感謝を申し上げます。

ここに、新年度の当初予算案を初め、重要案件の審議をお願いするわけでございますが、市政に取り組む私の所信をまず申し上げ、議員の皆様を初め、市民の皆様のご支援とご協力を賜りたいと存じます。

新年度は、市長就任2年目に当たります。就任以来、みずからが身を切る改革を初め、市民の皆様にお約束した公約の1つ1つを成就させるべく、全身全霊で市政運営に取り組んでまいりました。就任1年目は、早急に対応しなければならない課題の精査及び是正方法の検討を行うとともに、市政に関する施策、事業等を洗い出し、検証、評価等を実施いたしました。

新年度はそれらを踏まえ、施策、事業等の優先順位を見直し、更なる改革、改善を進めてまいります。また、新年度は葛城市が誕生し14年目を迎える年でございます。合併後の新しいまちづくりの指針として策定された葛城市新市建設計画で当初からの計画でありました、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業の早期実現と着実な進展を図ってまいりたいと考えております。また、平成29年の台風21号により、市内山麓地域を中心に、河川、水路、ため池等におきまして多大な被害が発生いたしました。引き続き復旧工事を進めていくとともに、全世帯に配布している、防災行政無線の効果的な活用体制の整備を進め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

さて、国におきましては、平成29年度に衆議院の解散総選挙が執行され、新たな政権による地方創生を初めとするさまざまな地方行財政に関する施策やその取り組みを含め、その動向を注視し、迅速に対応しなければならないと考えております。本市における平成28年度決算でございますが、地方公共団体の財政運営の弾力性を示す経常収支比率が、96.8%となり、対前年度比6.2ポイントの上昇となったところでございます。これは、歳入面では、合併特例措置の段階的縮減に伴う普通交付税の減少等により、経常的な一般財源収入が前年度より2億5,000万円減少したことや、歳出面では新市建設計画事業に伴う合併特例債の本格的な

償還の開始等により公債費が前年度より約1億6,000万円増加したことが主な原因で、結果的に9億円を超える財政調整基金の取り崩しによる決算対応を余儀なくされたところでございます。

本市の今後を展望しますと、歳入面では最近の市税収入が増加傾向にあるものの、普通交付税につきましては合併特例措置の段階的縮減が進み一般財源の確保に苦慮する状況も見込まれます。一方、歳出面では、地方創生への取り組みを初め、社会保障関係施策の充実等に伴う医療費や扶助費等が引き続き増加し、さらには、各種施設の維持管理費等においても多額の費用が見込まれる状況でございます。引き続き、納税者である市民の皆様の視点に立ち、日本一より市民第一の強い思いのもと、福祉、医療、子育ての環境整備を優先しながら将来を見据えた計画的な市政運営に取り組み、災害に強い葛城市、環境に優しいエコタウン葛城市の実現に向け一步一步着実に進めてまいります。

それでは、新年度の主要な施策の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

1、調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～。

①市民みんなが活躍できる社会の構築。

在宅医療・介護連携推進事業であります。医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住みなれた地域で自分らしい暮らしを生涯にわたり続けていくことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供すべく、在宅医療を行う医療機関や介護サービス事業者等との連携を図ってまいります。

介護予防・日常生活支援総合事業であります。効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開により、要支援状態等の高齢者の自立促進や、重度化予防の推進を図ってまいります。また、介護予防給付事業のうち、訪問介護、通所介護事業につきましては、介護事業所による既存のサービスに加え、ボランティアの皆様にご協力をいただき、地域の実情に応じた多様なサービスの提供に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実であります。障がい者福祉につきましては、障がい者がみずから望む地域生活を営めるよう、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が改正されることに伴い、生活と就労に関する支援の一層の充実や、高齢障がい者に対する介護保険サービスの円滑な利用促進を図る見直しが行われます。あわせて、障がい児童福祉につきましても、児童福祉法が改正されることに伴い、障がい児支援のニーズの多様性にきめ細かく対応すべく、支援の拡充が図られることとなりました。また、成長に伴い、短期間で取りかえる必要がある障がい児の舗装具につきましても、購入に加えて、貸与の活用も可能となります。このように、社会情勢が大きく変化していく中、市民の皆様にご正確な情報を迅速に提供するとともに、障がいの有無によって、分け隔てされることなく互いに人格、個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、関係機関、サービス事業所等と連携し適切なサービスの提供に努めてまいります。

インクルーシブ教育システム推進事業、特別な支援を必要とする子どもへの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援を行う体制を整えることを目的に、健康増進課、保

育所、幼稚園、小学校及び中学校における巡回相談の充実を図るとともに、子ども・若者支援地域協議会を活用した教育、保健、医療、福祉、労働部局等の関係機関が連携して支援を行う仕組みづくりを構築してまいります。また、新年度からは、臨床心理士1名を週3日配置し、発達に偏りのある未就学児を対象に、療育教室を実施するなどの支援を行うほか、小学校就学への引き継ぎをスムーズにするために、子どもの特性や支援内容等をまとめたサポートブックを仮称ではございますが、作成し本事業の普及活動に力を入れてまいります。

生活困窮者等への支援でございます。生活困窮者等の働きたくても働けない、住む場所がないなどの相談に対応するとともに、個々の状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の関係機関と連携して、本人の自立までを継続的に支えてまいります。また、社会とのかかわりに不安があるなど、直ちに就労が困難な方に対しましては、支援プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながらの支援を新たに行ってまいります。

合同企業説明会でございます。就業支援策として、働きたい人が働けるまちづくりを実現するため、企業、事業所と求職者のマッチングの場を創出することを目的に、合同企業説明会を開催いたします。各企業の担当者が求職者に対して企業情報や業務内容の説明を直接行うことで、就業内容をより理解していただくことができ、就業後のミスマッチを減少させるなど、職場への定着率の向上を図ってまいります。同時に、関係機関による個別相談も実施し、求職者の支援を行ってまいります。なお、新年度は求職者には職種や勤務体系等についての選択肢の増加が、企業においてはよりよい人材の確保ができるよう、他市と共同開催してまいります。

②豊かな自然の保全・継承。

ごみの減量化・リサイクルの推進でございます。新クリーンセンターの稼働開始から1年が経過いたしました。これに伴って始めました、容器包装プラスチックの分別も、市民の皆様のご協力で順調に進んでおります。今後ごみの減量化・リサイクルの推進という目標を達成するため、更なるごみの減量、リサイクル率の向上を目指してまいります。

美しいまちづくりの推進でございます。生活環境を保全し、美しいまちづくりを推進するため、違反簡易広告物追放団体等による、貼り紙等の違反広告物の除去活動を推進いたします。また、引き続き市内一斉清掃等の実施を支援するとともに、各地域の環境委員のご協力により、不法投棄の監視体制の強化を図ってまいります。

森林環境税事業・ナラ枯れ被害防除事業・木育推進事業。森林環境税事業による、施業放置林解消活動推進事業を実施し、森林の保全に引き続き努めてまいります。次に、ナラ枯れ被害防除事業といたしましては、伐倒駆除の助成を行い、ナラ枯れの拡大防止に取り組んでまいります。また、乳幼児期から木に接し、自然素材を感じ、豊かな心と感性を育む木育推進事業について、吉野町と相互連携協定を結んでおり、引き続き取り組みを実施いたします。

景観計画策定事業でございます。本市山麓部には歴史文化遺産や、良好な田園農村風景の景観資産が多数存在しており、葛城市都市計画マスタープランにおきまして、山麓景観保全誘導ゾーンとして位置づけ、その保全を図ることとしております。その実現に向け、本市の

特性に応じた景観計画を平成31年度に向けて策定するもので、新年度においては、守るべき自然景観、歴史文化的景観等の景観資産を洗い出し、良好な景観の形成に関する方針について検討してまいります。

緑の基本計画策定事業でございます。平成19年度策定の葛城市緑の基本計画の目標年次を迎えるに当たり、実施実績や現状を踏まえ、今後10年間における緑地の適正保全、緑化の推進のための施策に関する事項及び都市公園の整備方針、保全すべき緑地の確保等に関する基本方針、緑化の目標を定めその推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、本計画を改訂いたします。

吸収源対策、公園緑地事業でございます。葛城市緑の基本計画における総合的な緑地配置計画に基づき、計画的な公園整備を行うことにより、市民の皆様にとって潤いのある生活環境づくりを進めるとともに、地域のコミュニケーションの場を創出する事業を引き続き実施いたします。また、しあわせの森公園につきましては、四季を通じて楽しめる彩りのある景観、植栽を行い、市民の皆様や来訪者の憩いの場として整備してまいります。

公園施設長寿命化対策支援事業でございます。都市公園施設の老朽化に伴う更新費用が今後増大し、市の財政を圧迫することが予想されることから、公園施設長寿命化計画に基づき施設更新を平準化することで、ライフサイクルコストの低減を図るとともに、適正管理により公園利用者の安全・安心を確保してまいります。

地球温暖化対策の推進及びクリーンエネルギーの活用でございます。

新エネルギー等システム設置補助事業といたしまして、住宅用太陽光発電システム並びに家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの設置に対して、引き続き補助を行ってまいります。

③歴史・文化と調和的な地域づくり。

歴史や文化の保護・活用でございます。歴史文化遺産を守り、後世に伝えるため、市内各所の国宝、重要文化財等の指定文化財の保存修理等に対する事業助成や、史跡地の緑化環境保全、市内遺跡の発掘調査、當麻寺二十五菩薩来迎会の調査等を実施してまいります。また、歴史博物館では、春季企画として、「描かれ記された街道と旅」を開催いたします。市内には、竹内街道をはじめ、高野街道などの街道が走っております。これらの街道を行く旅人は山上詣り、伊勢参宮といった信仰の旅、売薬等の行商の旅とさまざまな目的を持って往来してまいりました。当企画展ではこうした江戸時代の街道と旅の様子に迫ってまいります。さらに、秋季には「古代葛城の武人」と題し、兵家古墳群を取り上げ、特別展を開催する予定です。5世紀中ごろにつくられた兵家古墳群からは甲冑一式が出土しており、被葬者は武人であったと考えられております。葛城地域のみならず、大和の古墳時代中期の甲冑を広く集め、これらの甲冑を所持した武人たちの性格などについても考察を行い、市民皆様に紹介してまいります。

すむなら葛城市住宅取得事業補助金交付事業でございます。現在、国内の多くの自治体で人口減少が進む中、本市では人口が増加しており、とりわけ人口構成で15歳未満の人口が増加しているのが特徴であります。今後も人口の安定した増加を維持していくために、引き続き

き事業を実施してまいります。

2、壮健・学習～心と体が健やかに育まれるまちづくり～。

①誰もが生涯健康で過ごせるまちづくりでございます。

各種検診の実施。新年度からはこれまでの胃がん検診で実施してまいりましたレントゲン検診に加え、50歳以上の方を対象に新たに内視鏡検診を実施し、がんの早期発見のため、より充実したがん検診を実施してまいります。また、胃がんの原因とも言われますピロリ菌の検査を、平成29年度から19歳から69歳までの未受診の方を対象に実施しております。本検査につきましては、集団検診受診者の3分の1以上の多くの方に受診していただいております、引き続き実施してまいります。また、生活習慣病が原因となる死亡が、がんの死亡を除く死亡者全体の3分の1と言われております。その予防のため、集団・個別特定健康診査を勧奨実施しており、市民の皆様の高い関心もあり、年々受診者が増加しております。なお、生活習慣病のリスクが高い方に関しましては、今後も健康教育、運動教室、健康相談等の支援を行ってまいります。加えて、更なるがん検診対象者に勧奨、再勧奨を積極的に実施し受診者の増加を目指し、がんで亡くなることの予防につなげてまいります。

食育、食に対する安心感の向上と推進でございます。保育所におきましては、乳幼児期が食を営む力の基礎を培い、それを更に発展させ、生きる力につなげるための重要な時期であることから、発育、発達段階に応じた豊かな食の体験が積み重ねられるよう、引き続き取り組んでまいります。また、一人一人の発達段階に合わせた離乳食、症状に合わせたアレルギー除去食の提供につきまして、保護者と共通理解を図りながら進めてまいります。また、給食を通して望ましい食習慣や食事のマナー、食べ物の大切さや感謝の気持ちの育成など、発達段階に応じた食育の推進を図り、地域の方とともにその方の畑でともに行う菜園やクッキング活動などの体験を通じて、食育を一層推進してまいります。また、保護者に対しましても、食の大切さや、簡単レシピの情報提供など食育だよりを通して、食への関心を進めてまいります。

生活支援体制整備事業でございます。市内に生活支援コーディネーター、地域支え合い推進員を配置し、互助を基本とした高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進することを目的として、高齢者の社会参加や生活支援サービスの充実、介護予防の推進等を図ってまいります。

乳幼児等医療費助成でございます。次代を担う子どもたちの健やかな成長と福祉の増進を図るため、子育て家庭への経済的支援の一環といたしまして、出生から中学校卒業までの子どもの全ての保険診療に係る医療費助成を実施しております。あわせて、ひとり親家庭、未熟児医療を含む子育て家庭への医療費助成を引き続き実施してまいります。

国民健康保険事業、後期高齢者医療制度でございます。国民健康保険につきましては、国民皆保険の中核として市民の皆様の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献してまいりましたが、被保険者の高齢化や医療費の増加、保険税収入の減少等により、厳しい財政運営が続いております。このような状況のもと、国におきましては、持続可能な国民健康保険制度を構築するため公費負担を拡充し、新年度からの県単位化におきましては、県が市町村とと

もに国保の運営を担い、県が財政運営の責任主体となって安定的な財政運営や効率的な事業の確保について中心的な役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ってまいります。一方、市町村は地域住民との身近な関係の中、保険税の決定及び賦課徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を担うこととなります。また現在、生活習慣病の早期発見、重症化の予防、改善を図ることを目的として、特定健康診査、特定保健指導に取り組んでおります。新年度も第3期実施計画、データヘルス計画に基づき、受診勧奨、節目年齢対象者への無料クーポン券交付等の保健事業を引き続き実施し、受診率の向上に努め、市民の皆様の健康というかけがえのない財産を守るとともに、医療費の適正化を図り、国民健康保険の安定した運営に努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度につきましては、制度発足から10年が経過しました。これまで加入者の増加や、これに伴う医療費が増加する中、医療費の適正化や保険料の確保への取り組み、また保険料の軽減措置や納付方法の見直しなど、制度の定着を目的としたさまざまな改善策が実施されてまいりました。本市におきましても、引き続き広域連合と連携しながら、高齢者が安心して医療を受けることができ、現行制度の安定的な運営が図られるよう取り組んでまいります。

スポーツ活動の振興でございます。平成28年度末に、総合型地域スポーツクラブである「スポーツクラブ葛城」が設立され、幼児から高齢者まで、いつでもどこでもだれもがいつでもスポーツ、文化に親しむことができる、生涯学習社会の実現を目指しております。これらの健康づくりに向けた取り組みにより、健康寿命の長寿化を目指したまちづくりを推進してまいります。また、トップアスリートを招いてのスポーツ育成指導教室の開催により、小・中学生等の競技能力の向上及び普及、啓蒙を行ってまいります。

②教育・学習による未来の市民づくり。子ども・若者支援事業でございます。妊娠期からおおむね40歳までの方を対象に、子育て全般、不登校、ニート、ひきこもりなど、社会的に困難を有する子ども、若者を支援するため、ワンストップ相談窓口と切れ目のない支援及び情報の一元管理を引き続き行ってまいります。また、新年度からは相談システムを導入し、事務の効率化を図るとともに情報の有効活用を迅速に行ってまいります。さらに、子育てが困難な状況にある方には、要保護児童対策地域協議会を調整機関として、関係機関が連携して子どもの健全育成のための支援を行うとともに、子育て福祉課、健康増進課等と協働し、子ども家庭総合支援の拠点整備を行ってまいります。これからも楽しみながら子育てができるよう、研修会の開催や市民の皆様との対話を深め、子育てしやすい地域づくりについて検討し、ボランティアの育成にも力を入れてまいります。

地域で支える子育てでございます。子ども・子育て支援制度のもとで制定した、葛城市子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育、保育、地域の子育て支援の充実を図りながら、子どもと子育て家庭を市全体で支援する環境整備を目的とした各種施策の展開をしてまいります。保育所につきましては、保育士間の研修を通して、公立保育所と私立保育園との連携を図りながら保育の質の向上を目指し、未就学児童の保育の充実を図ってまいります。また、一時預かり事業、延長保育事業や大和高田市と利用協定している病児保育事業等、保護者の

ニーズに合った保育サービスについても引き続き実施してまいります。

学童保育事業につきましては、放課後、異年齢の子どもたちが指導員とともに安心して過ごせる生活の場としてふさわしい学童保育所の環境を整えることで、子どもたちの健全な育成を図れるよう努めてまいります。また、引き続きシルバー人材センターの方々との世代間交流も大切にしていきたいと考えております。さらに、新年度には、平成29年度から実施設計しておりました磐城学童保育所につきましては、学童児童の増加に対応すべく、160人規模の施設の建設を予定しております。

子育て支援センター事業につきましては、子育て中の親子の居場所を提供して、子育て仲間の交流や、子育ての悩みを互いに相談できる場として、つどいの広場、おでかけ広場、年齢別集いを引き続き運営してまいります。また、初めて子どもを産み育てる母親が、子育て仲間と交流しながら育児不安を軽減することを目的としたベビープログラムに参加することにより、子育ての孤立、虐待予防につなげてまいりたいと考えております。加えて子育て中の皆様が、地域にお住まいの子育て支援ボランティアや、ファミリーサポート援助会員等の先輩方からの子育てに関するご支援を受け、地域ぐるみで子育てを応援していけるよう啓発してまいります。さらに、子育て中の親子の絆を深め、地域で安心して子育てができることを目的とする地域での居場所づくり、子育てサロン助成事業を行う社会福祉協議会に対し、引き続き支援をしてまいります。

妊婦歯科健康診査、乳幼児健康診査等でございます。妊娠中は歯周病を引き起こしやすい状況にあります。歯周病の妊婦は、そうでない妊婦より早産になりやすいと言われており、新年度からは、妊婦を対象に妊婦歯科健康診査を実施し、妊婦健康診査とともに妊婦へのサポートをより手厚く実施してまいります。また、平成29年度から全ての保育所、公立幼稚園において実施しておりますフッ化物洗口を引き続き実施し、幼児の虫歯予防を一層推進してまいります。さらに、出産前の両親教室、出産前後の助産師、保健師、管理栄養士による個別訪問事業、乳幼児の健康診査等切れ目のない支援により、安心できる子育て支援を実施してまいります。

小学校・幼稚園各所工事でございます。児童生徒の健康維持と、学習に集中できるための環境整備の一策といたしまして、まずは小学校において、順次トイレの洋式化を含めた施設改修を実施いたします。また、新年度は市内幼稚園の空調機器の未設置保育室に空調機器を設置するとともに、子どもたちが安心、快適な環境のもとで学習、活動できるよう、学校幼稚園施設の整備、充実を年次計画的に進めてまいります。

校務支援システム事業でございます。校務と呼ばれる成績処理や通知表の作成、児童生徒情報の管理等は学校ごと、また教職員ごとに手作業やパソコンを利用するなど、さまざまな方法で行われてまいりました。特に、手作業によるものは、事務処理作業に多くの時間を要し、児童生徒とのふれあいや指導、保護者への対応、授業研究等への時間確保が必要とされる中、教職員の大きな負担となっておりました。校務支援システムはそうした現状改善を図るもので、校務の処理方法を市内で統一し、手作業によるものをシステム化することにより、教職員の事務処理作業の負担を減らし、教育本来の目的のための時間を確保し、学校教育の

充実を図ってまいります。

国際交流事業でございます。訪日外国人観光客数が平成29年には約2,869万人に達し、平成24年からの5カ年で3倍以上の伸びを示し、さまざまな場所で外国の方に接する機会がふえ、以前にも増して外国が身近なものとなっております。このような社会情勢の中、市全体として国際感覚を持ち、異文化を理解した上でのコミュニケーション能力を身につけることが不可欠であると考えております。特に、次代を担う子どもたちのグローバル化に対応できる教育環境を整え、世界で活躍できる人材に育成していくことが重要であり、将来に向けて、市としてどのような施策を進めるべきか、何ができるのか、今後の国際交流の方向性を引き続き十分検討し、計画的に進めてまいりたいと考えております。

ブックスタートでございます。4カ月健診時にブックスタートを実施し、赤ちゃんと保護者が絵本を楽しみながらかけがえのないひとときをともに過ごし、親子のコミュニケーションが豊かに育めるよう、絵本でふれあう子育てを引き続き支援してまいります。

JFAこころのプロジェクトでございます。JFAこころのプロジェクトは、日本サッカー協会が実施しているもので、サッカー界だけではなく、ほかのスポーツのトップアスリートとの交流を通して、子どもたちの心身の健全な発達に貢献していくプロジェクトであります。「DREAM 夢があるから強くなる」をスローガンに掲げ、夢の教室をテーマに各小学校の5年生を対象として実施しております。本市でも、このプロジェクトの意義を踏まえ、引き続き市内小学校の5年生を対象に、夢を持つこと、それに向かって努力をすることの大切さ、仲間と協力することや助け合うことの重要性などを、夢の教室を通して伝えてまいります。

学校給食事業でございます。給食の食材費購入助成を引き続き行いながら、安全・安心を第一に考え、調理や献立に工夫を凝らして、栄養バランスのとれた魅力ある給食を提供してまいります。また、地元の新鮮な野菜等を積極的に取り入れ、地産地消と郷土料理の発掘と提供に努めるとともに、できるだけ多くの子どもたちが給食を食べられるよう、アレルギーにも対応したおいしい給食を提供してまいります。

③生涯学習による豊かな心の涵養でございます。

学術、文化活動の振興についてでございます。中央公民館、當麻文化会館におきましては、教育、学術、文化向上のため、教室、講座を開催し、市民の皆様の学習活動を支援するとともに、仲間づくりなど交流の機会を提供してまいります。また、市民の皆様が多様な学びを通して交流を深め、活動の輪を広げていただけるよう、身近な地域分館などにおいて、移動講座を開催いたします。あわせて、学習拠点でもある中央公民館では、利用者が安全・安心かつ快適に学べるよう葛城市耐震改修促進計画に沿って耐震診断を実施し、トイレの洋式化及び空調設備の改修工事を行ってまいります。

図書館における各種講座及び葛城歌壇短歌大会でございます。市民の皆様の多様なニーズに対応できるよう、資料や情報の収集に努め、赤ちゃんから高齢者まで全ての市民の皆様が気軽に利用できるよう、暮らしに役立つ図書館を目指してまいります。また、市民の皆様がみずからの生き方を豊かなものにするため、生涯を通じて学ぶ機会となるさまざまな講座を

開催するとともに、短歌のふるさと葛城を目指し、葛城歌壇短歌大会を引き続き実施し、市民の皆様の文化や教養、知識の習得と向上の一助となるべく努めてまいります。

文化会館によるイベントについてでございます。新庄文化会館では、クラシックコンサート、バラエティコンサート、ファミリーコンサート、ニューミュージックコンサート等の公演並びにオペレータークラブ共催のJポップのど自慢と市民劇団風塾の定期公演を企画しております。當麻文化会館では、映画鑑賞会、夕涼みコンサート、クリスマスコンサート並びに市民劇団くすのきの定期公演を企画しております。なお、新年度には當麻文化会館30周年記念コンサートとして、當麻太鼓白鳳座、かつらぎ太鼓保存会等のご協力をいただき、演奏会を開催いたします。また、舞台の裏方を体験された市民の皆様にも参加していただき、裏方体験者との交流もあわせ、太鼓演奏を通して文化芸術の向上を目指してまいります。

3、活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～でございます。

①住みよいまちを支える社会基盤の実現。

ぐるっとかつらぎコミュニティバス事業についてでございます。平成28年2月からコミュニティバスの運行を開始し、葛城市生活交通ネットワーク実施計画に基づくバス網が形成されました。新年度は運行3年目の年を迎えます。市民の皆様にとってより便利で効率のよい公共交通を構築するため、平成31年度中の改編を視野に、コミュニティバスの運用形態見直し検討を地域交通活性化協議会において行ってまいります。

尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業についてでございます。尺土駅前周辺整備事業につきましては、近鉄尺土駅前を中心とした駅周辺の住居を含む地区の整備をまちづくりの重点施策として位置づけ、駅前広場、立体横断施設等を整備することにより、駅利用者をはじめ市民の皆様様の円滑な移動と安全の確保のため、早期の事業完了を目指して引き続き事業を推進してまいります。国鉄・坊城線整備事業につきましては、JR大和新庄駅北側の架道橋拡幅工事を進めることで、市民の皆様様の円滑で安全な移動の確保を目指します。また、JR和歌山線以東の道路拡幅につきましても、引き続き事業を進めることで早期の事業完了を目指してまいります。

社会資本道路改良交付金事業。市道葛城川東側線は、県道樫原・新庄線と市道忍海・柳原本線を結び、本市の工業地域における人や物の流れを支えるために必要な路線であり、葛城川以東の地区の皆様様の広域避難所となっておりますコミュニティセンターへの避難ルートにもなっていることから、当該区間の道路拡幅や歩道設置を優先しつつ、順次整備を進めてまいります。

橋りょう定期点検事業、道路新設改良事業についてでございます。道路橋、横断歩道橋等の定期点検義務化に伴い、平成27年度から橋りょう定期点検事業を進めております。この点検事業を初め、道路新設改良事業や、道路維持を適切に実施することにより、市内の道路インフラを良好な状態に常時保ち、市民の皆様様の安全確保を図ってまいります。

上下水道事業でございます。水道事業につきましては、引き続き原水確保に関係地区のご理解ご協力をいただきながら、県営水道から140万トンの受水を行い、水質の安全対策を万全としつつ、安定供給を確保してまいります。また、各浄水場の設備更新を引き続き行うと

ともに、管路の老朽化による漏水、にごり水対策として耐震管への布設替えを計画的に進め、新年度は経営戦略を含む新水道ビジョンを策定し、中長期的な投資計画と将来の損益収支予測を行った上で経営基盤の強化を図り、安定した水道事業の運営に努めてまいります。下水道事業につきましては、一部地域の管渠布設工事を引き続き実施するとともに、水洗便所改造助成金の活用等による水洗化の普及を促進し、環境衛生の向上に努めてまいります。また、新年度に中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、経営状況の的確な把握、投資の合理化、財政見直し等により経営基盤の強化を図り、将来にわたって安定的な下水道事業の継続に努めてまいります。

②産業振興による地域の稼ぐ力の向上。

各種農業施策についてでございます。農業施策につきましては、農林水産業・地域の活力創造プランや農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づき、日本型直接支払制度として、農地資源向上活動を実施し、地域内の農業者等が共同で取り組む地域活動を支援してまいります。また、葛城山麓地域7カ大字では、葛城山麓地域協議会として農村資源を活用した地域づくり事業に取り組んでいただいております。地域農業のあり方の検討を進め、地域営農の活性化と地域間相互の豊かな潤いのある生活設計を目指しております。本市といたしましても、相互協力もしながら、新しい農業の地域ブランドの構築に向け取り組んでまいります。

兼業、専業農家育成事業につきましては、継続事業であります大和かつらぎ就農塾におきまして、従来から目指しておりました専業農家育成に加え、兼業農家へも募集の範囲を広げ、兼業農家の育成や支援に向けた事業内容を加えております。

土地改良事業につきましては、農地耕作条件改善事業、土地改良施設維持管理適正化事業、水と農地活用促進事業や、ため池改修計画、頭首工整備計画の策定を行う農村地域防災減災事業を実施し、生産基盤と農村生活環境の整備を推進してまいります。

ゆめフェスタ in 葛城でございます。ゆめフェスタ in 葛城につきましては、市民の皆様交流の場を提供し市内商工業、観光、農林業を初め、健康づくりも加えて一体化させることで、より魅力ある元気なまちづくりの推進を目的として、引き続き実施してまいります。

企業・宿泊施設誘致でございます。企業誘致につきましては、工業系ゾーンとして設定されている薑・新村・新町地区を、今後は県との連携を更に深めながら、優良企業等の誘致、受け入れを優先的に行い、他の地域につきましても、地域振興産業の受け入れを関係機関のご協力をいただきながら、積極的に推進してまいります。また、本市はもとより、奈良県全体で不足しております宿泊施設につきましても、誘致を検討してまいります。

中小企業資金融資制度・商工会補助金等でございます。国の景気回復期間は戦後2位のいざなぎ景気を超える長期になり、好景気が持続していると言われております。しかしながら、市内企業を取り巻く環境は依然として厳しく、特に中小企業等の小規模事業者におきまして、景気回復が実感できない状況にあります。中小企業資金融資制度、中小企業者経営改善資金利子補給、創業支援資金を引き続き実施して、商工業の振興を図り、中小企業等の経営安定、合理化に向けた支援を行ってまいります。また、保証協会や金融機関から情報収集を行

い、更なる利用者の拡大が図れるよう検討してまいります。さらに、本市の創業者支援計画におきまして特定支援事業者に位置づけられております商工会との連携を密にしながら、商工業者を支援してまいります。

相撲館事業でございます。インバウンド政策としてほかの観光地と差別化を図ることを目指して、相撲発祥の地、葛城市として、ほかにないオリジナルなおもてなし誘客に努め、国内はもとより、海外にもその文化遺産を積極的に発信してまいります。また、国技であります相撲の魅力を盛り込んだ多言語対応の映像を制作し、平成29年度にリニューアルいたしました映像音響機を有効に活用することで、相撲館の来館者の増加を引き続き目指してまいります。

観光関連でございます。1400年にわたる悠久の歴史を伝える日本最古の官道、竹内街道・横大路（大道）が日本遺産に登録されました。これを機に周辺の活性化、歴史空間の保全・創造を目標とし、本市の魅力をもっと発信してまいります。また、近隣地域との観光施策の連携といたしまして、近隣5市町で構成される葛城地域観光協議会、相撲発祥の地である3市で構成される大和まほろば相撲連絡協議会、和歌山県を含むダイヤモンドトレール活性化実行委員会の関係市町村とともに、地域の活性化やPR活動を行ってまいります。さらに、増加する訪日外国人観光客の受入環境の整備のため、市内の観光地に設置しているトイレの洋式化を進めてまいります。

市内徒歩周遊ルート確立に向けた調査検討についてでございます。市内には里山の自然や田園、歴史が織りなす良好な景観、古くから受け継がれる豊かな歴史遺産や史跡が数多く存在しております。これらを市民の皆様はもとより、本市を訪れる皆様に徒歩や自転車で楽しんでいただける周遊ルートの確立に向け、ルート設定や安全確保等の調査検討を進めてまいります。

③安全・安心な生活環境の整備。

自主防災組織等の強化についてでございます。地域防災力の充実強化のため、平常時からの災害に対処できる組織として消防団の育成を行うとともに、自然災害や火災等に際して地域防災のリーダーとしてご活躍いただく防災士に対する支援を引き続き行ってまいります。また、市民の皆様による自主防災活動を支援するため、防災活動の援助、地域防災訓練につきましても引き続き実施をいたします。なお、災害発生時には自主防災組織、消防団、奈良県広域消防組合、災害対策本部が一体となって被害の軽減に努めてまいります。

災害・火災等発生に対する備えでございます。平成29年度に改訂する地域防災計画に基づき、市民の皆様の生命や財産を災害から守るとともに、災害による被害の軽減を図るため、関係機関との適切な役割分担や、相互の連携協力が早急に実現できるよう訓練等を通じて確認を行ってまいります。

次に、災害応援協定の充実を図るとともに、既存木造住宅の耐震化を促す既存木造住宅耐震診断助成事業、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付事業を引き続き実施し、地震の発生に備えるまちづくりを目指してまいります。さらに、各戸配布されている防災行政無線を通じ、市民の皆様には防災情報を確実に伝えるとともに、火災発生時には迅速な消火、

救助活動ができるよう、消火栓の設置につきましても各大字と協議をしながら計画的に進めてまいります。

感震ブレーカーの補助事業でございます。阪神淡路大震災では、地震の揺れが原因で転倒した電気機器からの出火や、家具の転倒で下敷きとなった電気コードの通電により、ショートして燃え移った事例がございました。本市では、このような出火防止対策といたしまして、新年度から地震の揺れにより、電気を自動的に遮断する感震ブレーカーを設置する世帯に対してその購入費に係る経費の一部の補助を行ってまいります。

街灯等設置事業についてでございます。各大字の通学路、交通事故多発地点、防犯上特に必要な箇所につきまして、個々の緊急性を勘案し、計画的に大字間の街灯の設置を順次行うとともに、各大字における街灯設置工事に対し補助を行ってまいります。

児童の登下校に伴う安全の確保についてでございます。児童の登下校等の安全を確保するため、青色防犯パトロールカーによる市内巡回を実施するとともに、交通安全母の会、交通安全協議会等の皆様による交通安全に対する意識の普及啓発活動を引き続き実施してまいります。また、交通事故の多発地点の危険な箇所につきましては、啓発看板の設置や交通指導員による定期的な巡回を行い、道路の安全・安心の基盤整備に努めてまいります。

防犯カメラシステム設置事業でございます。犯罪の発生を抑止するとともに、発生後の迅速な対処を可能にするため、交通事故件数や犯罪発生数等が多い箇所を中心に、警察等関係機関、各種団体と協議しながら、防犯カメラの設置、運用を行ってまいります。

消費生活相談事業についてでございます。架空請求、悪徳商法、ネット利用に伴うトラブル等、複雑・多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談窓口につきましては引き続き御所市との広域連携を実施し、相談体制の一層の充実を図ってまいります。また、消費トラブルの未然防止に向けた消費者教育や啓発活動を推進するとともに、消費者の自主解決力の強化を図り、消費者の安全・安心を確保できるよう、継続的に取り組んでまいります。

4、その他。

市政検討委員会の設置についてでございます。市の各分野におけるさまざまな事業が計画に基づき実施される中、プラン、ドゥ、チェック、アクトサイクルのもと、着実に市政全般を推進していくことが重要となっております。これを踏まえ、平成28年度に設置した市政検討委員会では、市政全般についての分析、検証、精査を経て、問題点を提起していただきました。引き続きこれらの問題に取り組んでいただき、今後の市政運営の基礎としてまいります。特に、地方創生関係交付金事業につきましては、同委員会による効果測定、評価に基づき行政経営の見直しを図りながら事業を進めてまいります。

友好自治体交流事業についてでございます。国内の友好自治体につきましては、合併前に旧新庄町、旧當麻町がそれぞれ提携を結んでおりました山形県新庄市、岡山県新庄村、北海道当麻町との交流が現在は休眠状態ですが、今後はそれぞれのニーズに合った形で新しく提携をし直し、交流と友好を深めてまいりたいと考えております。

議場等音響映像システム整備事業についてでございます。平成29年度に映像配信システムを新たに導入し、インターネットを活用した本議会及び委員会のライブ中継を開始いたしま

した。今後は更なる情報公開を推進するため、録画配信サービスの導入を行い、リアルタイムで議会中継を視聴できない市民の皆様にもご利用いただけるよう整備をしております。

地方創生に係る諸事業でございます。葛城市総合戦略に基づき、これまで各種事業を実施してまいりましたが、市政検討委員会での効果測定も反映しながら、事業の見直しも含め適切に実施しております。新年度からは総合的な空き家対策策定による空き家利活用促進や、横断的な総合相談体制の整備、相撲発祥のPR活動を通じた相撲観光の発展推進、平成29年度に日本遺産に認定された竹内街道の魅力形成・発信を軸に、一過性の事業ではなく、費用対効果の高い事業として進めてまいります。

以上、市政運営に対する私の所信並びに新年度における重要な施策を中心に、その概要を説明申し上げます。経済指標が改善したとはいえ、少子高齢化、農業林業中小企業の先行き不安等、市民の皆様にとっては予断を許さない情勢が続いております。このような中、市民の皆様の貴重な税金をお預かりして運営させていただいております行政として、私を初め、全職員が一丸となり、行財政改革に取り組んでまいりますとともに、市政の透明化、公平化を図り、市民の皆様が開かれた市政の実現を目指してまいります。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様方のご指導とご鞭撻を賜り、計画いたしました諸施策が円滑に推進できますよう心からお願い申し上げます、新年度の施政方針とさせていただきます。

吉村議長 施政方針は以上であります。

ここで暫時休憩をいたします。

休 憩 午前11時17分

再 開 午前11時30分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより議案審議に移ります。

日程第4、議第1号及び日程第5、議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての2議案を一括議題といたします。

なお、本2議案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本2議案につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第1号及び議第2号の2議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の辻本八栄子氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますので、新たに吉川紗代氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

次に議第2号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員の松浦住憲氏が本年6月30日付をもって任期満了となりますが、引き続き松浦氏を推薦いたしたく、提案するものでございます。

以上2名の方々につきましては、人格、識見ともにすぐれており、最適任者であると認め

られます。よって、人権擁護委員候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本2議案につきましては一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。日程第4、議第1号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、第1号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

次に、日程第5、議第2号議案について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。これより、議第2号議案を採決いたします。本案について、諮問のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第2号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

(杉澤教育長退場)

吉村議長 次に、日程第6、議第3号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

なお、本案につきましては、委員会付託を省略し、討論、採決まで行います。

本案につき、提案者の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第3号、葛城市教育長の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市教育長の杉澤茂二氏が本年3月31日付をもちまして任期満了となります。杉澤氏におかれましては、平成28年12月9日に教育長に就任され、人格が高潔で、教育、子育て及び地域文化に関する高い識見を有しておられ、最適任者であると認めら

れます。よって、引き続き教育長として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項及び第5条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第3号議案を採決いたします。

本案について、これに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(杉澤教育長入場)

吉村議長 この際、ただいま葛城市教育長任命同意されました杉澤茂二氏から、ご挨拶を受けることにいたします。

杉澤教育長。

杉澤教育長 改めまして、おはようございます。

ただいま新たに教育長に任命ご同意いただきました、杉澤茂二と申します。

1年3カ月教育長としてお仕事をさせていただきましたけれども、また新たに葛城市の教育行政を担えということをお願いいただきまして、身の引き締まる思いでございます。自分の持てる力を精いっぱい発揮して、各先生方のご意見を頂戴しながら葛城市の教育を進めたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

吉村議長 次に、日程第7、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

本件につき、報告を求めます。

松山副市長。

松山副市長 副市長の松山でございます。葛城市土地開発公社の理事長を兼ねておりますので、報第1号、葛城市土地開発公社の経営状況の報告についてにつきましては、私から説明をさせていただきます。

これは、地方自治法第243条の3第2項の規定により、土地開発公社の経営状況を議会に報告するもので、今回は平成30年度予算についてご説明を申し上げます。

別冊の平成30年度葛城市土地開発公社予算書、こちらでございます、これにてご説明をさ

させていただきます。

まず初めに、1ページでございます。第1条、平成30年度葛城市土地開発公社の予算は次に定めるところによる、となっております。また第2条、収益的収入及び支出の予算額は、収益的収入が5,893万8,000円、収益的支出は5,829万6,000円となっております。

次に、第3条、資本的収入及び資本的支出の予算額でございますが、資本的収入が3億7,921万9,000円、資本的支出が4億3,151万6,000円でございます。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額の5,229万7,000円は、損益勘定留保資金をもって補てんをするものとなっております。

次に、第4条、借入金でございますが、限度額を35億円と定めております。

次に、内容の説明でございますが、4ページから11ページで説明をいたします。

まず、4ページでございます。取得事業明細でございますが、公有用地の取得事業といたしまして5,000万円を枠的に計上してありまして、取得事業合計5,000万円でございます。

次に、売却事業明細でございますが、尺土駅北側ロータリー整備事業用地といたしまして、売却原価が土地9筆、733.53平方メートルで、5,819万6,000円、売却収益といたしまして5,877万8,000円でございます。売却事業合計も同額でございます。

次に5ページをお願いいたします。資金計画でございます。まず、受入資金でございますが、前期繰越金が1億1,882万6,000円、公有地取得事業収益が5,877万8,000円、事業外収益が16万円、借入金が3億7,921万9,000円、合計5億5,698万3,000円でございます。一方、支払資金といたしまして、公有地取得事業費が5,200万円、一般管理費が10万円、借入金償還金が3億7,951万6,000円、翌年度繰越金が1億2,536万7,000円、合計5億5,698万3,000円でございます。

次に、6ページをお願いいたします。平成31年3月31日までの予定の損益計算書でございます。1番目の収益事業といたしましては、公有地取得事業収益が5,877万8,000円。

2番目の事業原価といたしまして、公有地取得事業原価が5,819万6,000円。差引事業総収益といたしまして、58万2,000円でございます。

3番目の一般管理費といたしましては10万円で、事業損失として10万円でございます。

4番目の事業外収益といたしましては、受取利息が1万円、雑収益が15万円、事業外収益合計が16万円でございます。

事業総収益58万2,000円に事業外収益16万円を加え、事業損失10万円を差し引きしました経常利益は64万2,000円、当期純利益といたしましては、同額の64万2,000円でございます。

次に7ページをお願いいたします。平成31年3月31日の予定の貸借対照表でございます。資産の部といたしましては、流動資産の現金及び預金が588万9,000円、公有用地が5,050万円、代行用地が3億8,643万3,000円、流動資産合計4億4,282万2,000円、資産合計4億4,282万2,000円でございます。

負債の部といたしまして、流動負債の借入金が3億1,835万4,000円、未払金が0円で流動負債合計3億1,835万4,000円、負債合計3億1,835万4,000円でございます。

資本の部といたしましては、資本金の基本財産が500万円で、資本金合計500万円ござい

ます。

次に、準備金といたしまして、前期繰越準備金が1億1,882万6,000円、当期純利益64万2,000円、準備金合計1億1,946万8,000円、資本合計1億2,446万8,000円でございます。

負債資本合計4億4,282万2,000円となり、資産合計と同額でございます。

次に、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算額でございます。

まず、8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の予算の説明書でございます。初めに、収入の部でございますが、公有地取得事業収益といたしまして、公有地売却収益が5,877万8,000円、事業外収益の取引利息といたしまして1万円、雑収益といたしまして15万円、収入合計で5,893万8,000円でございます。

次に、9ページの収益的支出の部でございますが、事業原価といたしまして、公有地売却原価が5,819万6,000円、一般管理費の経費といたしまして、需用費として5万円、負担金として2万円、公租公課として3万円で、経費の合計が10万円、支出合計が5,829万6,000円でございます。

次に10ページの資本的収入及び支出予算の説明書であります。収入の部といたしまして、借入金で3億7,921万9,000円でございます。

次に、11ページの支出の部といたしまして、公有地取得事業費が5,200万円、借入金償還額が3億7,951万6,000円で、支出合計4億3,151万6,000円でございます。

最後になりましたが、2ページの収益的収入及び予算額でございます。

先ほど附属書類の説明書でご説明申し上げましたとおり、収入の部が事業収益と事業外収益で合計5,893万8,000円、支出の部が事業原価と一般管理費で合計5,829万6,000円でございます。

次に、3ページの資本的収入及び支出予算も、先ほど附属書類の説明でご説明申し上げましたとおり、収入の部が3億7,921万9,000円、支出の部が公有地取得事業費と借入金償還金で合計4億3,151万6,000円でございます。

以上でご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

なお、本件は法の規定により報告のみでございますのでご了承願います。

次に日程第8、議第4号から日程第17、議第13号までの条例関係10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第4号から議第13号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第4号、葛城市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例を制定することについてでございます。

本案につきましては、平成26年6月25日に、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布されたことにより、介護保険法が改正されることに伴い、指定居宅介護支援事業者の指定等を市町村が実施することになったため、厚生労働省令で定められている、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に基づき、本条例を制定するものでございます。施行日は本年4月1日及び同年10月1日でございます。

次に、議第5号、葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、国民健康保険法及び地方税法が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。今回の改正で、都道府県が市町村の国民健康保険事業費納付金を決定し、市町村は当該納付金を都道府県に納付することとなりました。これに伴い、国民健康保険税を納付金に見合う額に税率改正するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に議第6号、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成29年4月26日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されることに伴い、法律の引用条文の項ずれの改正を行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第7号、葛城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。今回の改正で葛城市国民健康保険の被保険者であって、住所地特例の適用を受けて従前の住所の市町村の被保険者とされている者が75歳到達等により、後期高齢者医療保険に加入した場合には、特例を引き継ぎ従前の住所の後期高齢者医療広域連合の被保険者とするものでございます。奈良県外の市町村で住所地特例の適用を受けた者が対象となります。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第8号、葛城市介護保険条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画に基づく介護保険料の改定及びそれに伴う月割り基準額の算定の見直し、また保険料の徴収猶予、減免の規定に刑務所収容者に係る要件を追加するものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第9号、葛城市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支

援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年1月18日に指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が公布されたことに伴うものでございます。主な改正内容につきましては、障がい福祉制度の相談支援専門員と密接な連携及び医療と介護の連携の強化などがございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第10号、葛城市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、本年1月18日に指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が公布されたことなどに伴うものでございます。主な改正内容につきましては、障がい福祉制度におけるデイサービス事業所に係る共生型地域密着型通所介護の指定基準の創設及び認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化などがございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第11号、葛城市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、今年1月18日に指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が公布されたことなどに伴うものでございます。主な改正内容につきましては、介護予防認知症対応型共同生活介護の身体的拘束等の適正化及び共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員の見直しなどがございます。施行期日は本年4月1日でございます。

次に、議第12号、葛城市都市公園条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、平成29年6月15日に都市緑地法等の一部を改正する法律及び都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、市が設置する都市公園の住民1人当たりの標準面積を算定する際に、市民緑地面積を控除すること、公募対象公園施設の建設面積の上限を緩和すること、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の上限について、国の参酌基準を採用し当該率を規定すること、使用料及び立ち入り検査に関する規定の整備を行うものでございます。施行期日は公布の日でございます。

最後に、議第13号、葛城市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正することについてでございます。

本案につきましては、今年2月7日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、非常勤消防団員等に関する損害補償の算定基準となる、補償基準額の扶養親族加算額の改正などを行うものでございます。施行期日は本年4月1日でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第12号及び議第13号の2議案については総務建設常任委員会に、議第4号から議第11号までの8議案については厚生文教常任委員会にそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第18、議第14号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題といたします。
本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第14号、工事請負契約の変更契約の締結につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、葛城市防災行政無線デジタル化整備工事に必要な戸別受信機とLEDライト各400台を追加購入するために、契約金額を8億2,080万円から8億2,892万1,600円に変更し、工事請負契約の変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第14号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第19、議第15号から日程第21、議第17号まで、訴えの提起についての3議案を一括議題といたします。

本3議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第15号から議第17号までの3議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第15号、訴えの提起についてでございます。

本案につきましては、平成29年10月30日付け葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）のうち、南阪奈側道1号線道路改良その2工事に関する勧告に基づき、損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第16号、訴えの提起についてでございます。

本案につきましては、平成29年10月30日付けの葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果

について通知のうち、太田新池線道路改良工事ほか3件の工事に関する勧告に基づき、損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議第17号、訴えの提起についてでございます。

本案につきましては、平成29年10月30日付けの葛監第51号、住民監査請求に係る監査結果について（通知）のうち、新道の駅建設事業に係る建物移転補償に関する勧告に基づき、損害賠償請求ないし不当利得返還請求を行ったが、いずれの者からも支払意思が確認できなかったため、同請求に係る訴えの提起について、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本3議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第15号から議第17号までの3議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

次に、日程第22、議第18号から日程第26、議第22号までの平成29年度各会計補正予算5議案を一括議題といたします。

本5議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第18号から議第22号までの5議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）の議決についてでございます。

本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億2,638万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億5,857万5,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額等の減額、また国の補正予算に伴う幼稚園空調機器設置事業の追加、その他事業費の確定に伴う国・県支出金等の額の調整等を行うものでございます。第2条では、繰越明許費といたしまして、総務費では防災行政無線デジタル化整備事業、民生費では磐城小学校区学童保育所整備事業、農林商工費では市単独土地改良事業を含む2事業、土木費では道路橋りょう維持事業を含む7事業、教育費では磐城小学校附属幼稚園改築事業を含む2事業、災害復旧費では治山施設災害復旧事業を含む3事業、合わせて16事業をお願いするものでございます。

また、第3条では地方債の補正をお願いするものでございます。

次に、議第19号、平成29年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議決につ

いてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,779万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,225万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費及び国保財政調整基金積立金の追加等でございます。

次に、議第20号、平成29年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,047万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,124万6,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額等でございます。

次に、議第21号、平成29年度葛城市学校給食特別会計補正予算（第4号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ838万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,064万4,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、今年度における予算の執行状況を把握した中での不用額の減額等でございます。

最後に、議第22号、平成29年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてでございます。本案につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ590万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,890万円とするものでございます。主な補正内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金の追加等でございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本5議案については一括質疑といたします。

質疑はありませんか。

6番、谷原君。

谷原議員 議長の許可を得ましたので、質疑させていただきます。

議第18号、平成29年度葛城市一般会計補正予算（第8号）について、2点ほど質問させていただきます。

1点目ですけれども、予算書の14ページにあります、歳出、2款総務費、1目一般管理費の中に1,700万円余りの退職手当特別負担金が計上されておりますけれども、定年退職であれば一般予算の中で計上されているわけですから、これは補正ということになっておりますので、早期退職等出たものと思われませんが、その人数及び内訳について質問させていただきます。これが1つ目です。

それから、2つ目でございます。22ページ、6款土木費、7目でございます地域活性化事業費の中に、新たに1億6,457万円の社会資本整備総合交付金の国庫補助金の返還金が生じております。これ大変な金額の補正になりますが、具体的にはどの事業の国庫補助金の返還なのでしょう。また、なぜこのような返還金が生じたのかご説明願いたいと思います。

吉村議長 飯島企画部長。

飯島企画部長 企画部長の飯島でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいまの谷原議員のご質問につきまして、まず、退職手当特別負担金の部分について答弁させていただきます。

お尋ねの部分は人数というところがございますので、カテゴリとその人数について答弁させていただきますが、まず合計で17名でございます。内訳としましては、定年退職者が10名、勸奨退職者が2名、自己都合により退職された方が5名ということで、計17名となっております。

以上でございます。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 都市整備部の増井でございます。

ただいまの谷原議員のご質問でございます。地域活性化事業の返還金の分でございますが、このたび計上させていただいております社会資本整備総合交付金国庫補助金返還金につきましては、道の駅事業に係る道路局分と都市局分の返還でございます。経緯につきましては、昨年夏に県の方が実施されました完了検査におきまして、不適切な支出があったというところと、また一部計画変更がなされてなかったというところでの都市局分の返還金というふうになったところがございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 ありがとうございます。1点目の退職者については、これ以上の質問はありませんが、2点目の道の駅かつらぎ建設事業において、国庫補助金について県の検査において不適切な支出があったこと、それから計画変更がされていなかったということで、これだけの変更が出たという、新たな市民負担が発生したということであろうかと思っておりますが、もう1点だけお聞きしたいんですが、これは国庫補助金ですから、会計検査院の方から検査を受けて確定した数値なのか、新たにこの1億6,000万円余りの国庫補助金以外に、この道の駅かつらぎ建設事業において新たな市民負担が起り得るのかちょっとそこをお聞きしたいと思います。

吉村議長 増井都市整備部長。

増井都市整備部長 ただいまの谷原議員のご質問でございます。返還額につきましては、今、まだ県と協議をしておるところでございますが、会計検査に伴うものではございません。確定通知がまだ届いておりませんので、概算金額で今回は計上をさせていただいたところでございます。

今後につきましては、まだ来年度、今年夏の検査終了後をもって精算部分があるかないかというのはまだわかりませんので、現在の時点では今計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

吉村議長 谷原君。

谷原議員 3回目ですので、もう言いつ放しになりますけれども、これは総務建設常任委員会でもまた細かく審議されると思うのですが、私は厚生文教常任委員会の方しか属しておりません。ただ、議会としてですね、議会全体として、私はこれは大変な問題だと思っております。とい

うのは、計画変更が議会に出てこずにですね、こういうことが行われることになると、国の補助金がたくさん入っているから市民負担が余らないという形で提案されたものが、事業が完成してから結局国庫に返す金がふえたんだということになれば、まさに議会の審議そのものを欺く行為であると思いますし、ひいては市民の方に説明できないことになるかと思えます。これ国庫返還金ですから、これについて否決はできないと思います。そういう形で済んだということについて、私はですね、いろんところでしっかりと審議もしていかなければいけないし、新たに市民の皆さんに1億6,000万円負担を願うということに対して、議会としても襟を正していかなければならないのではないかと考えております。

以上です。

吉村議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております5議案につきましては、各常任委員会へ付託いたします。

総務建設常任委員会には議第18号の関係部分を、厚生文教常任委員会には議第18号の関係部分、議第19号、議第20号、議第21号及び議第22号の5議案をそれぞれ付託し、審査願います。

次に、日程第27、議第23号から日程第36、議第32号までの、新年度予算10議案を一括議題といたします。

本10議案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

阿古市長 ただいま議題となりました議第23号から議第32号までの10議案につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

最初に、議第23号、平成30年度葛城市一般会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は145億5,700万円ございまして、前年度当初予算に比較いたしますと4億2,500万円、率にして2.8%の減となっております。

主な事業といたしましては、国際交流友好自治体交流事業、相撲PR映像制作事業、総合的な空き家対策策定事業、磐城小学校学区学童保育所建設整備事業、ストックヤード建設事業、訪日外国人旅行者受入環境整備事業、尺土駅前周辺整備事業、国鉄・坊城線整備事業、公園施設長寿命化対策支援事業などとなっております。

また、歳出の性質別経費についての構成比につきましては、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が48.8%、普通建設事業費などの投資的経費が11.5%、物件費、繰入金などのその他が39.7%となっております。

歳入につきましては、市税では40億3,546万9,000円で、前年度を3.7%の増、地方交付税では39億7,800万円で、前年度1.6%の減を見込んでおります。

また、基金の繰入金といたしまして、9億9,148万1,000円を計上いたしております。

第2条の債務負担行為につきましては、葛城市土地開発公社の債務保証限度額を35億円と定めるものでございます。

第3条の地方債につきましては、合併特例債事業ほか8事業の起債の限度額を11億640万円と定めるものでございます。

第4条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を35億円と定めるものでございます。

第5条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第24号、平成30年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は38億1,100万円でございます。前年度当初予算と比較いたしますと8億3,000万円、率にして17.9%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で28億1,632万6,000円、国民健康保険事業費納付金で9億2,086万8,000円、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業費として4,505万7,000円となっております。これらの財源には国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を事業勘定、1億円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第25号、平成30年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてでございますが、保険事業勘定では、予算の総額は27億9,200万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと1億2,950万円、率にして4.9%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、保険給付費で26億28万8,000円、地域支援事業費で1億5,618万4,000円となっております。これらの財源には保険料、国庫支出金、県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、介護サービス事業勘定では、予算の総額は2,800万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと510万円、率にして22.3%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、サービス事業費で2,399万4,000円となっております。財源には介護予防サービス費収入、一般会計繰入金などを見込んでおります。

第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を保険事業勘定、7,000万円と定めるものでございます。

第3条の歳出予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めるものでございます。

次に、議第26号、平成30年度葛城市下水道事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は15億7,850万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと750万円、率にして0.5%の増となっております。

歳出といたしましては、維持管理費で3億3,586万3,000円、公共下水道事業費で2億521万1,000円、公債費で10億3,742万6,000円となっております。これらの財源には下水道使用料、国庫支出金、一般会計繰入金、地方債などを見込んでおります。

また、第2条の地方債につきましては、下水道事業債の限度額を4億4,840万円と定めるものでございます。

第3条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。

次に、議第27号、平成30年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてでございます。予算の総額は3億5,990万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと170万円、率にして0.5%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、学校給食センター調理・配送等業務委託料9,577万5,000円、給食材料費で2億295万5,000円となっております。これらの財源には学校給食負担金、一般会計繰入金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第28号、平成30年度葛城市住宅新築資金等貸付金特別会計予算の議決についてでございます。予算の総額は104万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3万円、率にして2.8%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、貸付金回収管理組合への負担金で7万8,000円、一般会計繰出金で92万4,000円となっております。これらの財源には貸付金回収管理組合配分金などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を100万円と定めるものでございます。

次に、議第29号、平成30年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,480万円でございます。今年度も墓地の公募を予定しております。前年度当初予算額と比較いたしますと750万円、率にして33.6%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、緑化植栽等管理委託料で187万5,000円、墓地返還に伴う償還金として356万4,000円、積立金で832万8,000円となっております。これらの財源には霊苑管理料などを見込んでおります。

また、第2条の一時借入金につきましては、借り入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

次に、議第30号、平成30年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は1,800万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと30万円、率にして1.7%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、職員給与等で767万5,000円、介護認定審査会委員報酬で438万円、障害支援区分判定審査会委員報酬で90万円となっております。これらの財源には介護認定審査会共同設置負担金、介護保険特別会計繰入金などを見込んでおります。

次に、議第31号、平成30年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてでございますが、予算の総額は4億1,640万円でございます。前年度当初予算額と比較いたしますと3,340万円、率にして8.7%の増となっております。

歳出の主なものとしたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で4億1,082万1,000円となっておりまして、財源には後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを見込んでおります。

最後に、議第32号、平成30年度葛城市水道事業会計予算の議決についてでございますが、今年度の業務予定量といたしまして、給水戸数が1万4,354戸、年間総配水量が452万1,000トンを予定しております。収益的収入は7億9,505万6,000円、収益的支出は7億4,183万5,000円でございます。支出の主なものとしたしましては、県水受水費を含む原水及び浄水費で3億2,314万3,000円、総係費で1億211万1,000円、減価償却費で2億2,470万円となっております。

また、資本的収入は5,470万円、資本的支出は7億958万4,000円でございます。不足する6億5,488万4,000円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんを予定しております。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

吉村議長 これより質疑に入りますが、本10議案については一括質疑といたします。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

吉村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議第23号から議第32号までの10議案については、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

吉村議長 ご異議なしと認めます。よって、議第23号から議第32号までの10議案につきましては、8人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後0時24分

再 開 午後2時15分

吉村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、議長において指名いたします。

なお、委員長、副委員長につきましても、委員会条例第8条第1項の規定により、休憩中に予算特別委員会を開き、選任いただいておりますのでご報告いたします。

予算特別委員会委員長、西井覚君、同じく副委員長、下村正樹君。以上です。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議はお手元の日程表のとおり、7日、8日、23日、それぞれ午前10時から本会議を再開いたしますので、9時30分にご参集願います。

なお、9日午前9時30分から総務建設常任委員会が、12日午前9時30分から厚生文教常任

委員会が、また13日及び14日は午前9時30分から、15日及び16日は午後1時からそれぞれ予算特別委員会が、20日午前9時30分から旧町時代における未処理金調査特別委員会が開催されますので、委員各位におかれましては、日程表の日時に審査をよろしくお願い申し上げます。

皆さん方には、早朝より慎重にご審議を賜りましたことを厚く御礼を申し上げます。

本日はこれにて散会いたします。

散 会 午後2時16分